

第6回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和7年1月27日（月） 午後2時00分～4時00分
 会 場 小田原市役所301会議室（3階）
 出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、北村委員、須田委員、関田委員、瀬戸委員
 ストービー委員、二見委員、星野委員
 市職員：【市民部】府川部長、倉橋副部長
 【人権・男女共同参画課】内田課長、熊坂係長、小田主査、大澤主任
 【地域安全課】浅野副課長、唐牛主事
 【障がい福祉課】杉本課長、藤井係長
 【子ども若者支援課】高橋課長、吉川副課長
 【コンプライアンス推進課】藤間ハラスメント対策担当課長、片山係長
 奥村主事補

欠席者 遠藤委員、山岸委員、山本委員
 傍聴者 1人

会議概要

1 開会

事務局【熊坂係長】	定刻となりましたので、ただいまから、第6回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。 本日の委員会の出席委員は9名でございます。 委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。また、傍聴者は1人です。 本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。 次に資料の確認をさせていただきます。 （配布資料の名前を読み上げて確認） 資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。
※委員配布資料確認（過不足なし）	
事務局【熊坂係長】	よろしいでしょうか。 それでは、本日、小田原市立小中学校校長会からの推薦で委嘱させていただいた北村委員が、初めてのご出席となりますので、ここでご紹介させていただきます。北村委員、よろしくお願いいたします。
北村委員	（挨拶）
事務局【熊坂係長】	ありがとうございました。

	会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。吉田委員長、よろしくお願いします。
--	--

2 議題

(1) 各課取組に対するヒアリングについて

吉田委員長	当委員会委員長の関東学院大学法学部の吉田と申します。北村委員が初めてということで、これまでの大きな流れとしては、今後、各課で扱ってられる人権施策の取組状況について報告していただいて、それを当委員会でチェックする方針で進めていきたいとのことで、そうした体制について話し合ってきたところです。なお、気になるところ、委員のご興味があるところ、或いは何か問題が起こったところなどについてはヒアリングが必要だろうとのことで、本日は3つのトピックのヒアリングを試みようと準備をしてきたところです。そのような形で進めてまいりたいと思います。 年末から冷えてまいりまして、インフルエンザやコロナウィルスも流行っておりますので、感染等に留意しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。 さて、それでは議題(1)の各課取組のヒアリングについて進めてまいります。事前の調整により本日は3つのテーマについて関係各課とのヒアリングを実施いたします。ヒアリングの前に事務局から資料の説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	ヒアリングを実施する前に、用意した資料について事務局から簡単に説明をさせていただきます。 資料1は、ヒアリングテーマに対して、事前に委員からいただいた質問の一覧となります。いただいた質問の内、時間の都合で本日の場で取り上げることが出来なかった質問は、改めて、文書でご回答させていただきますと考えております。 次に、資料2は、事務局から、本日出席していただいた、すべての課に対する共通質問として回答作成を依頼し、とりまとめた資料でございます。委員の皆様へは、事前に共通質問の内容をお伝えしておりましたので説明は省かせていただきます。ヒアリングにご活用ください。 また、参考資料として、本日、関係各課を呼んだヒアリングを実施するまでの委員会としての作業経過をまとめたものをご用意しています。前回の委員会の中での議論などを載せていますので、参考としてください。 次に、ヒアリングの時間についてお伝えします。初めの、相談対応

	についてのヒアリングは14時半を終了予定といたします。そして終了時点の時間で2つ目と3つ目のヒアリングの時間配分を調整させていただきますと思います。また、各ヒアリングテーマで、残り時間が5分前となりましたら、事務局からお知らせします。 説明は以上です。
吉田委員長	それでは、事務局から提案されたやり方について、委員の皆様からのご質問、ご意見等はございますか。 共通質問については、3つのトピックについて主に進めていきますので、特にそれだけの為に時間を設けておりません。各質問が終わった時に共通質問に書かれていることで、委員の皆様が更にお聞きになりたいことがあれば伺いますので、ご準備をよろしくお願いいたします。 今のところまでは大丈夫でしょうか。 それではご提案のやり方でヒアリングを進めてまいります。 早速、本日1つ目のトピックである「相談対応について」に入らせていただきます。事務局お願いします。
事務局【大澤主任】	本日は、ヒアリングに当たり、市民相談を所管している地域安全課と、個別の分野における相談状況の把握にあたり、障がい福祉課に代表として出席していただきました。 はじめに、ヒアリングテーマにある相談対応として、どのような相談が寄せられ、それに対しどのように対応をされているのか。また、相談先が分からない方からの相談などもある中で、行政として適切な支援につなぐために、関係する別の所管や団体などへ、相談を受けてどのように対応されているか。また、NPO 団体等とつながりがある場合はどのように連携されているのか、それでは地域安全課からお話しただけですでしょうか。
地域安全課説明員	地域安全課の浅野と申します。よろしくお願いいたします。 私どもの地域安全課では、市民相談と消費生活相談の2つの相談を行っております。まず、消費生活相談では、契約、販売方法、商品やサービスに関する消費トラブルについて、専門の消費生活相談員が詳しく話を聞いて事業者とのリスク交渉の方法や具体的な解決策などについて助言をさせていただいております。また、状況により交渉のお手伝い、いわゆる斡旋をすることもございます。 2つ目の市民相談でございます。こちらは要綱に基づきまして、市民生活における諸問題等の相談ということで、いわゆる相続とか、離婚であるとか、そういった一般的な相談を行う一般相談と、専門的な知識を要する特別相談があります。特別相談については、弁護士、司法書士、税理士等、また民生委員児童委員の方の協力の下、毎週また

	は月 1 回の割合で特別相談を実施しております。一般相談および消費生活相談については、特に事前予約は必要ありませんが、特別相談については事前の予約制となっておりまして、電話での対応は行っておりません。あくまで市役所にお越しいただいて面談による相談を実施しています。場所は個室にて行っておりますので守秘義務は守られているものと考えております。 なお、今回のヒアリングの中で、総合的な対応部署としてとか、所管の割振りを担っている状況ということと呼ばれたわけですが、私どもはあくまで一般的な相談、若しくは専門的な知識を要する相談に対応する部署と考えておりまして、そうした割振り等については、基本的には資産経営課の所管であります総合案内が実施しているものと考えております。ただ、いずれにしても市民の方から行政に関するご相談で、どこに相談してよいか分からない相談で市民相談へ電話がかかってくる場合はございます。こちらについては私ども責任をもって関係する課とか関係機関へつないでいるところです。以上です。
事務局【大澤主任】	では、続いて障がい福祉課からもご説明をお願いしますでしょうか。
障がい福祉課説明員	障がい福祉課長の杉本です。よろしくお願いします。 障がい福祉課での相談対応ということですが、新規の相談は本人や家族からいただくことが多いです。障がい福祉課の窓口や電話でも多く相談をいただいております。それと、障がい者相談支援センタークローバーというのがございまして、そちらにも数多くいただいております。それから、連携する課ということで、福祉事務所や高齢介護課、生活援護課、福祉政策課を通していただくこともあれば、学校や保健福祉事務所、民生委員の方からいただくこともございます。 いただいたご相談に対しては、必要な支援を検討して障がい者手帳や手当の案内を行ったり、障がい福祉サービスが必要な場合は認定調査を行いまして、家庭の状況を確認させていただく場合があれば訪問して相談対応させていただいています。また、必要に応じて関係機関への情報共有や意見交換を行うなどにより支援体制を整えているところです。 あと、コーディネートをどのようにされているかというところですが、連携という形になってしまいましたが、障がい福祉課では、障がい福祉サービスの利用についてはクローバー、お子さんの発達に関する相談は、は一もにいー、高齢障がい者であれば高齢介護課、生活困窮については福祉政策課、生活保護世帯であれば生活援護課と情報共有するなど、必要に応じて連携して対応しています。すでに事業所や福祉事業所を利用しているケースでは、支援者会議を行って、役割分担

	をして支援しているところです。 それと、関係する NPO 団体との連携ということで、肢体障がい者福祉会や聴覚援護者福祉会、視覚障がい者福祉会などの障がい者団体とは連絡会議を開いて市の情報共有であるとか、団体からの要望などをいただいています。その他にも必要に応じて、個別の意見交換をする場を設けたりしています。一部の団体の代表の方には、地域障がい者自立支援協議会に参加していただいて、地域の障がい福祉施策への課題などに対してご意見をいただいているところです。以上です。
吉田委員長	ありがとうございます。 ただいま 2 つの課から説明をいただきましたが、委員の皆様から出席した課に対して質問があればお願いいたします。 なかなか難しいところですが、委員の皆さんが抱えているイメージと、今やっていることを説明していただいたわけですが、擦り合わせがうまくいかないみたいで、ワンストップで切り分けしてくれるようなところがないものかと、関係する NPO 等とうまく連絡を取り合ってくれるところはないものかと委員の方は思われているわけですが…。 やはりなかなか難しいものですか。市民相談窓口ではワンストップ窓口というには足りないという説明がありましたが、いかがでしょうか。
地域安全課説明員	我々も自分たちの分野については詳しい説明が出来ますが、他の課、例えば建築関係の話を相談されたり、環境問題について質問されても、私どもも基本的には一般の相談員が相談を受けて回答するのですが、なかなかそこまでの知識がないと言いますか、そこまでの事務は今の段階ではちょっと出来ない。もちろん我々行政職も専門外のところになりますと、説明することが難しいので、やはり関係する担当課につながしか方法はないかなと考えているところです。
吉田委員長	それが適切な課であるかどうかというのはどうやって判断を…。一番に嫌なことはたらい回しで、あちらに行ってくださいと言われたけれど分からないと言われ、何回も重なると相談する元気もなくなってしまうのですが。
地域安全課説明員	我々のほうでも、係の中では各担当課でこれをやっていますという一覧表を作っておりますので、それに照らし合わせて確認して担当課の方に、出来るだけ、たらい回しにならないように注意がけています。
吉田委員長	障がい福祉課はいかがでしょうか。
障がい福祉課説明員	ワンストップという意味ではある程度集約される課なのかと思っています。障がい者の関係ということで。他の庁内の課からも最終的には障がい福祉課に来るという流れにはなっています。ただ、大変多岐に渡って、いろいろな方がいらっしゃるということで、人数も相談件

	数も大変多いので、障がい福祉課だけではなく、今説明しましたクローバーさんへ一般相談と個別相談の委託をしているわけですが、こちらも相談窓口になっていただいていますし、あとは各事業所もちろん実際ケースをもって対応していただいていることもあります。ワンストップというか、全部連携はとれていると思っています。
吉田委員長	委員の皆様、ご質問等はいかがでしょうか。
大石副委員長	相談の件で、特に外国人の問題で質問したいのですが、今、市から出されたデータの中にもこの5年間で倍くらいの人数になっているとのことで…。私自身、在日外国人の教育生活相談問題を扱っているので、いわゆるニューカマーの外国人にとってみると、行政いきなり相談するのはハードルが高いということがあります。それと、言葉の問題もあります。あと、分母が大きくなってくると、障がいをもっている子どもたちも増えてきますので、例えば言葉の問題でこの子は能力的に劣っていると考えなのか、それともそうではなくて別の問題を抱えているとか、そういう問題があるわけで、そういうところで非常に苦労しているわけです。そういう問題を小田原市としてはどのように受け止めて、考えて、解決しようとしていくのか、分かったら教えていただきたいです。
地域安全課説明員	私どものほうは、実績だけをお話しさせていただきますけれど、外国籍の方からのご相談というのはほとんどない状況です。相談があった方については、片言の日本語で、ある程度通じる方が来られたということはございました。私どもの窓口には外国語でも大丈夫ですという案内板を設置していきまして、相談があった際には人権・男女共同参画課にある通訳翻訳機を借りて対応していきたいと考えています。 また、片言でも日本語が分かる方で、より専門的なことを聞きたいという場合には、横浜に外国籍の方を専門とした相談機関がございしますので、そちらにご案内することで考えているところです。
障がい福祉課説明員	障がい福祉課の藤井と申します。よろしくお願いします。 外国籍の方の支援ということで、実際に窓口にお越しになる方だけとなってしまいますが、なかなか電話での相談は受ける機会がないです。窓口に来られる方としては、例えば他市から転入されて、障がい手帳をお持ちの方が転入手続きをとりたいとか、医療支援の手続きをとりたいといったことで、お越しになられた方については、こちらも多言語対応は難しいのですが、今年の5月から音声言語表示システムを導入しております。そちらを用いて相手がおっしゃっていることは翻訳できないのですが、こちらが伝えたいことは言語表示という形で、本人がおっしゃる言語に変換し、表示してお伝えする支援を行っています。

	また、お子さんの発達相談に関することですが、こちらでは発達支援に関してスクリーニングを行っている機関ではないので、明らかなことは申し上げられませんが、そのお子さんが言語が理解できないがために発達が促せていないのか、元々発達障がいがあるのか判別がつきづらい部分がありますが、それについては専門の支援員が発達検査を通して評価をさせていただく中で、お子さんに発達障がいがあるのか、言語獲得が未成熟なのか判断されていると伺っています。
吉田委員長	私が読んだことがある中では、言葉が分からないということで障がいがあると評価されてしまったお子さんの例が取り上げられたこともあったのはお聞きになったこともあるかと思いますが…。対応をどこで誰がなさるかというのも難しいですね。
大石副委員長	外国人の当事者と役所との関係は、やはり在留資格の問題もあったり、家庭の中での位置だとか、夫婦の関係とかで在留資格がないとか、いろいろとそういう問題が絡んできて、非常に難しい問題が起こってくる場合があります。そういう時に、いきなり当事者から役所となると難しい部分がいっぱいあって、先ほど出てきた NPO 法人とか、地域社会の中にそういう外国人の問題を支援するようなところがあると、そこにつないで、いろいろな話を聞いて役所へもってくる。そういう方法が望ましいのではないかと思います、対応はとられているのでしょうか。
地域安全課説明員	地域安全課としては今お話しされたようなところは対応しておりません。
障がい福祉課説明員	お話しにあるような具体的な団体との連携は障がい福祉課でもございません。窓口へ来られた方で、お母さまが外国籍の方でお子さんのことで相談に来るというのは時々見られますが、相談しにくい方とまでは手が届いていない状況があるかと思います。
ストービー委員	障がい福祉課の方へ聞きたいのですが、音声言語変換システムを使用しても相手の言っていることは理解できず、ただこちらが説明しようとしていることは言語に変換して提供できるということですよ。そうすると齟齬が生じてくると思うのですが、そこは相手の言っていることを行政としてしっかり理解して回答することが大事ではないかと思います。その辺りの多言語の提供…先ほど地域安全課でもおっしゃっていましたが、多言語を外国籍の方へ提供することと、ただ提供の選択肢を与えることと、きちんと外国籍の方が使っているのかはまた別の次元の問題です。なので、もしそういうことがあれば、システムを変える…もう少し相手の言っていることが理解できるようなシステムに変えるとか。
障がい福祉課説明員	具体的に困ったケースがないのですが、恐らくスマホのアプリであ

	るとか、そういったものも全て使って具体的なことがあれば対応していくことになると思います。外国籍の方で片言でもお話ししてくれる方もいらっしゃるし、家族の日本人の方と一緒に来られる方もいらっしゃいます。
事務局【大澤主任】	5分前になります。
吉田委員長	難しい問題ですね。事前に分かっている問題であれば通訳にお願いすることもできるわけですが、病院など即応の事態には間に合わず、結局スマホのアプリなどを使って何とか意思疎通するのが大概のところで起こるわけですが。やさしい日本語で通用すればよいですが、制度的な違い等があると、相手が念頭に置いていることとこちらの言っていることが食い違っても分からないので、双方向で努力するしかないかと思うわけです。いろいろな相談については、密接に関わる窓口に着てもらい、しかも、そこで事情をちゃんと聴いてもらえるかが非常に強い懸念としてありますね。 どう申し上げてよいか分かりませんが、双方で努力していただくのか、或いはワンストップと皆さんが言っていますが適切な振り分けをしていただくシステムの構築が小田原市には必要なのかもしれませんね。 他に聞いておきたいことはございますか。
星野委員	相談内容で、性別で男女で分けられること、例えばDVや性暴力の相談ですと性別で窓口を分けることはあると思いますが、そういう相談がどういうところで分けられているか。それから、トランスジェンダーの方からの相談があった場合にどうするか、そういったところを聞かせていただけますか。
地域安全課説明員	質問に合った回答になるか分かりませんが、従前からの統計的に男女という形はとっておりますので、相談を受ける際に、出来る範囲ではありますが、男性か女性か伺ってはおります。ただ、答えたくない場合は、当然どちらでもない、不明という形で統計は載せさせていただいています。それと、トランスジェンダーの方からの問題については、これまで私どもの市民相談では受けてはいません。
吉田委員長	経験がないということですか。
地域安全課説明員	経験がありません。
大石副委員長	窓口が無いということではないのですか。
星野委員	トランスジェンダーの方が、他の相談、複合的な問題を抱えていて、そちらの問題で相談してきた場合に、例えばDVとか性暴力で相談をしてきた場合にどう対応するのか。DVですと男女で分けられていると思いますので。
地域安全課説明員	今の部分は、DVであれば人権・男女共同参画課の問題になりますの

	で。そういった DV や性暴力のご相談をいただいた時には、そちらの担当課へ男女問わずつながっている状況ではあります。
星野委員	男女で分けられている相談って他にありますか。
吉田委員長	それは、男性か女性かということを記録しておられるのは、バックグラウンドを気にしてらっしゃる、そういう認識でよろしいですか。それとも分けて相談しておられる、そんなことはないですよね。
地域安全課説明員	分けて相談はしていません。統計上分けているだけの話であって。相談員は男女区別することもなく対応させていただいています。
障がい福祉課説明員	障がい福祉課では特に男女の統計もとっておりませんし、男女差はないと考えています。
星野委員	障がい福祉課へお聞きしたいのですが、障がい手帳を持っているか持っていないかで対応が変わるかと思うのですが、グレーなところとか、障がいはあるけれども実際には手帳を持っていない人が来た場合の対応はどうされていますか。
障がい福祉課説明員	一般相談として、障がいが疑わしい方については、相談を承ることはできますが、実際、サービスを利用したいということになりますと、ちょっとグレーゾーンの方ではサービスを利用いただけないものが多いので、状況によっては改めて受診をしてもらい手帳の取得を促したり、申し訳ないですが障がい福祉サービスでないサービスをご案内して、それ以外のサービスにつなげることはあります。
事務局【大澤主任】	予定時刻を過ぎました。
吉田委員長	たくさんの質問が出ていて、時間がタイトではありますが、少しだけリクエストのありました、NPO 団体の神奈川県への支援状況について、事務局からお答え願えますか。
事務局【大澤主任】	県の対応状況について確認してほしいとのことで委員長からお話がありましたが、県では NPO 協働推進課という部署があり、県内の NPO に対する支援制度を用意しています。資金面では県の基金を財源としてボランティア活動を推進する支援や、設立 10 年以内の法人を対象とした人材育成や資金調達力の強化を目的として補助金制度を実施しています。 運営面では、伴走型の支援事業として、組織の現状把握や問題の可視化をして、専門性を持つチームによる法人の組織力強化をする支援メニューがあります。また、専門のアドバイザーを配置し、ボランティアに関することから、NPO 法人に関する相談窓口を設置しています。相談の形態は対面、電話、メール、オンラインでの相談が可能で、NPO の設立、会計相談、資金調達、協働連携、解散のことなどの専門相談ができる、そういったメニューがございます。 本市の市民活動交流センター（UMECO）でも市民活動に関する相談受

	付は随時実施している状況でありまして、市民活動センターの管理運営をしている所管の話では、市民活動団体の維持・存続に係る相談が寄せられているそうで、県、市ともに維持存続については課題意識を感じているとのことでありました。最近の動きでは、1団体では人数を増やすことなどが難しく、協働の観点で、団体同士がつながり、一緒に活動をしていくような動きを展開している。10月にも UMECO で NPO、企業、大学など、多様な主体が集まり連携する場を県と市で協力してつくるといった支援も行っているところです。
吉田委員長	結局、外国人相談とかですと、ほとんど NPO の方で担当されていると思うのですが、NPO は人が代わられたり、代表者の方が亡くなられたりすると、直ぐになくなってしまったり、そういう課題がありますので、利用できなくなると困る人が沢山いるわけです。そういうことで、県の方でどういう支援があるか、興味を寄せられておりました。資金面での支援であるとか、運営面で事務方のことをやりたがる方があまりいなくて、支援もしなければいけない。そういう面も含めて、NPO の方との、今はやっておられないかもしれませんが、NPO との協働というのが、こちらに依頼してくれればもっとできるのにと、相談システムの中で適切なところに振ってくれないかとそういった意見がありますので、お伝えしました。
大石副委員長	今の問題で、地域の中にそういう場があることが大事なんですよ。だから、そういうスペースを行政で提供してあげて、そこでうまく運営してもらい、そこと行政が連携をとって問題を解決していくことを考えてもらえば発展性があるのではないかと思います。
吉田委員長	ありがとうございます。障がい福祉課さん、地域安全課さん、ありがとうございます。
※別のヒアリングテーマにあたり関係課の入れ替え	
吉田委員長	それでは、次のヒアリングテーマ「外国籍住民が必要としている行政支援について」に移ります。事務局からお願いします。
事務局【大澤主任】	本テーマにおいては、市全体の外国籍住民支援を所管しております、人権・男女共同参画課と、課の業務の中で外国籍住民の方とも直接やりとりをされる事も多い、子ども若者支援課に現場を代表する部署として出席していただきました。 なお、2人の委員の方から事前にご質問をいただいております。 また、ヒアリング全体の予定時間に対し、少し前の内容が伸びた関係で、このテーマと次のヒアリングテーマについてはそれぞれ15分程度とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
吉田委員長	はじめに、事前に提出された質問事項があるのですが、外国籍住民の現状や課題の把握について、人権・男女共同参画課からお話しいた

	だけですか。
人権・男女共同参画課 説明員	人権・男女共同参画課長の内田から説明させていただきます。 まず、一つ目の外国籍住民の現状や課題把握についてですが、卓上に配布しました、小田原市の外国籍住民数をご覧ください。2024年6月30日現在で、小田原市の外国籍住民は3,555人となります。小田原市の人口が186,040人ですので、外国籍住民比率は1.9%程度となります。この人口は2023年に3千人を突破しました。10年前と比べて外国籍住民の数は約2倍になっており、近年も増加傾向にあります。国籍別ですと、ベトナム、フィリピン、中国が上位3か国となり、それにネパール、韓国と続いています。ベトナムについては、2015年時点で76名でしたが、2024年6月末時点では742名と約10倍に増加しています。ネパールについても、2024年6月末時点で345名と増えている状況にあります。説明は以上です。
吉田委員長	子ども若者支援課から外国籍住民の現状や課題についてどのように把握されているか、相談の傾向などについてお話しいただけますか。
子ども若者支援課説明員	子ども若者支援課長の高橋と申します。よろしくお願いします。 はじめに、外国籍住民から市に寄せられる相談で最も多いものはいくつかありますが、どちらかというと、手続き関係が一番多くなっています。最初に関わりを持つことで多いこととして、妊娠をしたので母子手帳が欲しいとのことで来られます。それで、いろいろとご説明をしたり、本人の状況を伺っていくのですが、そこで、給付金が出るわけですし、妊娠されると5万円が出て、出産されるとまた5万円が出ます。それと、生まれると児童手当が出ますのでその手続き関係で、申請書が日本語なものですから、書けない、分からないから書いてくださいということに来られる傾向があります。そのあたりは、来ていただく、或いは伺ってこうやって書いてくださいということに記入していただいているところです。 それと、相談内容については、外国人だから日本人だからといったことで特に差はなく、一般的に子どもが生まれた時にどうしたらよいかといった相談があります。 それから、外国籍住民の現状や課題についてですが、把握の仕方としては、妊娠届出書を受理した時点で30分から1時間くらい面談をします。体調の話などから始まり、出産までにこういう経過を辿りますとの説明をした後に、生まれた後には「支援してくれる人はいますか」ということで、1人なのか、夫だけなのか、両親がこちらに来てくれるのかとか、支援体制のところまで聞きます。その上で支援を続けていきます。それを受けて子ども若者支援課では、1か月、2か月おきに電話なり、メールなりをして、体調の確認等をとっています。

	中々、言葉が通じないと、産婦人科へ健診に行かないといったこともあり得ます。それはこちらとしては非常に困ることになりますので、連絡をして、場合によっては訪問して話を伺ってくることで行っています。 その他に本人に対しては、子ども若者支援課の電話番号をお伝えして、何かあれば随時連絡してくださいと、都度連絡をいただいで相談を受けている状況です。
吉田委員長	大体何件くらい扱っていますか。
子ども若者支援課説明員	令和4年度の実績で言いますと、母子手帳の交付件数では、全体が約1,000件で、その内、外国人が46件です。母子手帳も多言語仕様になっておりまして、全部で10か国語の母子手帳があります。ですから、出身国の状況に応じて、それぞれの母子手帳を渡して見ていただくことになります。 因みに令和5年度の実績は965件が全体の数字で、その内外国語の母子手帳は30件であります。
吉田委員長	ストービー委員、いかがでしょうか。補足質問等がありますか。
ストービー委員	特にないです。母子手帳の交付から相談・支援体制まで聞いて、生まれた後の対応まで細やかな対応をされていると思いました。
瀬戸委員	来てくださる方が、まるっきり日本語が分からない方もいると思うのですが、その時はどのようにされていますか。
子ども若者支援課説明員	先ほど話がありましたが、通訳翻訳機というのがありまして、翻訳機でしゃべると相手の言語で表示されるので、それを渡して、相手もしゃべってもらい渡し合うという形でコミュニケーションをとっています。訪問する時も同じです。機械を持っていきコミュニケーションをとっています。
吉田委員長	大体幾つ位通訳翻訳機はあるのですか。
子ども若者支援課説明員	今は3台あります。
吉田委員長	十分ですか。
子ども若者支援課説明員	そうですね。とりあえずは。昨年度は全体数が30でしたので、重なってしまった時にローテーションを組みますけど、そこは順番にやっています。
瀬戸委員	家族が妊娠して、こどもができて、経済的に困窮してしまう場合もありますよね。経済的に大変な時は、生活保護のほうにつないで対応されているのですか。
子ども若者支援課説明員	そうですね。生活保護の部署へ連絡をしまして、相談に乗っていただくかたちをとっています。
北村委員	通訳翻訳機は本校でもお借りしたことはありますが、学校現場でも

	必要になってくるかと思っています。今、3台と伺ったのですが、実際、学校に貸与されている状況はお分かりになりますか。
子ども若者支援課説明員	こちらでは、訪問用と相談用ということではありますが、特に貸出しはしていません。
人権男女共同参画課説明員	通訳翻訳機は、人権・男女共同参画課では4台所有しています。市役所に来られた方の窓口で対応する課などに、その都度貸出しをしています。学校で使っている通訳翻訳機は教育委員会で用意をされていると思いますので、総数が全部で何台かということまで把握しておりません。必要に応じて教育委員会で用意しているものと思います。
吉田委員長	また、事後にお尋ねいただきまして、もし分かりましたら教えていただければと思います。
北村委員	伺いたかったのは、そういうところも共有されているのかと、子どもたちがどのくらい使っているのか、教育委員会ということは私も認識していますが、そういう情報が共有されているか伺いたかったのでお聞きしました。
吉田委員長	かなり活用されているものだと、言葉の問題はやはり大きいと思いました。他の委員はいかがでしょうか。
大石副委員長	小田原市が実際どうなのかが気になるのですが、外国籍の雇用の状況は、かなり深刻な状態になっていると思います。そこをどのように行政として把握するかが非常に大事だと思います。 これは私が実際聞いた話ですが、当事者というか子どもの視点でどのような状況であるかを把握する必要があるのではないかと思います。学校に行った時に殆ど言葉が通じなくて、留学生としてではなくて、親の都合でいきなり日本に来て、事前に日本語を勉強したことがない子どもたちが学校に来て、教室の中で殆ど授業内容が分からないまま授業を聞いている。それで、自分の居場所がなく、孤立してしまっているという話を聞いている。 それから家に帰って、親が仕事に出ていて、相手にしてくれない。そうすると、スマホ等でゲームをしてしまい、親と対立してしまうといった中で、かなり大変な家庭がいっぱい出てきているのではないかと私は思います。その点はどのように聞いているのか、分かったら教えてください。
子ども若者支援課説明員	子どもたちが何をやっているかは把握できておりませんが、例えば家の中で虐待がある、こどもを殴ってしまうとか、叩いてしまうとかそういう時点では、子どもたちが通っているところ、保育園であり、幼稚園であり、学校であり、そうしたところから子どもたちから殴られたと聞いたとか、腕に痣があるとか、そういうものを見つけた時には必ず私どもに連絡をくださいということになっています。これは児

	童福祉法で規定されているわけですが、通報しなければいけない義務がありますので、私どもまたは児童相談所へ連絡をいれることになっています。そういう子どもたちが困っている、程度にもよりますが、虐待についてはこちらで把握しているところです。 実際にあるのかということ言えば、外国籍の方で言えばあまりないというのが現状です。外国人の方であまりそういった通報はないです。全体的にコミュニケーションがとれていないとか、そこまでの把握はできていないです。それは日本人でも同じであります。
事務局【大澤主任】	5 分前になります。
大石副委員長	やはり、どう把握するかがすごく大事です。例えば学校などでも家庭訪問をするとか、家庭の中でどういう言語が使われているかもすごく大事なので、そういうことをしっかりと手順を追ってやっていかないと大変な問題を見過ごしてしまうのではないかと思います。 それから、もう少し地域の中で NPO みたいなところと連携をとり、支援する時に家庭の中がどのようなになっているとか、痣があるとか、そういうところをちゃんと見ていかないと、役所と学校と、或いは子ども、家庭だけでは見落としてしまうことがあるので、そういうことも考えていただく必要があるのではないかと思います。
人権・男女共同参画課説明員	今、子どもたちの日本語教育の話が出ましたが、今年度の人権・男女共同参画課で外国人の方、それから外国人の方を受け入れている側で日本語教室を実施しているボランティア 2 団体と、教育委員会、リバティ日本語学校、それから子ども若者支援課にも伺いました。人権・男女共同参画課から外国人の方、そしてその人たちを受け入れている方から、どのような課題があるか、日本語教育を中心として課題の洗い出しをしようと話を伺いました。 教育委員会では日本語指導協力者という方を学校に派遣して、両親ともに日本語を母語としない方の支援を行っている制度はあると聞いてはいますが、回数が月に数回と限られている中での派遣とのことで、最も重要な時にその方々を使うことをしていたり、言語が多種になってくるとその言語を話せる方が直ぐに手配できないとか、いろいろな課題があると聞いています。今後、外国籍の方が求めている課題、それから受け入れ側がどういった課題があるのかを人権・男女共同参画課で整理しまして、市としてどのような支援が必要であるかを考えながら、子どもたちが日本語をどう学べるかを検討していきたいと考えています。
吉田委員長	時間が足りないので、次に移らせていただきますが、外国籍住民に向けた市の施策に関することで、市で実施している研修や教育、啓発の状況や、住民支援の取組の中で良かった事例や課題などについて、

	まずは人権・男女共同参画課でお話しいただけますでしょうか。
人権・男女共同参画課 説明員	事前にいただいた説明のうち、主だったものについて回答をさせていただきます。 一つ目に外国籍住民からの相談で何が一番多いかとのことですが、日本語教室の問い合わせが一番多い状況です。 それから、外国籍住民の生活上の課題ですが、先ほども説明しましたが関係団体や当事者へ、県と共催でのニーズ調査を実施して、外国籍住民のニーズの把握に努めているところです。 それから、人権の相談窓口ですが、こちらは法務省と県の窓口がございまして、もし問い合わせがあればそちらを案内することになっています。 それと、市職員向けの外国籍住民に対する人権研修ですが、こちらは団体が実施している外国籍住民に関する人権研修があれば、案内を職員へ行っています。 市内で外国籍住民に対する差別発言やハラスメントに対する問題が起きたらどうするかですが、今のところ小田原市にはそうした対応はございません。もしあれば、先進市の事例がありますので、コミュニケーションをとりながら適切に対応することになると考えています。 市が実施して効果が上がったと考える取組は何かということですが、日本語教室のボランティアと積極的にコミュニケーションをとりまして、日本語教室で苦慮しているのはやはり人員の確保ということで、新規スタッフ発掘のための取組に市でも協力し、スタッフ確保の一助とすることが出来ています。 それから、課題としましては、情報発信の有用性等について十分に把握できていないこと、なお、本市と同規模の市で、かつ、外国籍住民の比率が本市に近い市で実施している支援事業を調査しているところです。質問でいただいた主だったところの回答は以上です。
事務局【大澤主任】	予定時刻となりました。
ストーリー委員	小田原市の現在の外国籍住民数の資料を見ているのですが、急激に増えている…国別であれこれ言うわけではありませんが、たぶん技能実習のビザが拡大されたりとか、そういうことで多く入って来られる方が多いのかなと思います。やはり取り巻く環境として今まで小田原市であったものが少しずつ変化していると思うので、ニーズの把握に努めているとのことですが、例えば受け入れている側の、会社側にも手を伸ばされると良いと思いますがいかがでしょうか。
人権・男女共同参画課 説明員	リバティ小田原日本語学校に行った時には、経営している企業の方にも参加していただきまして、受け入れ企業側の意見も伺ったりしました。委員がおっしゃるように、受け入れる企業側にも情報をいただ

	きながら進めていきたいと思います。
吉田委員長	子ども若者支援課でも取組を通じて外国籍住民の方と接する中で良かった事例や、課題として感じたことはありますか。
子ども若者支援課説明員	効果があつたと考える取組ですが、先ほど話に出ました通訳翻訳機を使って言語が分かること、それからメールについても基本的には母国語でメールを送らなければならないので、翻訳のソフトがありましてそれを活用しています。母子手帳をお渡しする時には、子育てチャートと言って、冊子になっているのですが、言語別に作ってあります。 神奈川国際交流財団の方で10か国語で作成していただいている、各言語毎に必要なものをお渡しして、子育ての流れであったり、手続きに必要なところなどはQRコードで読み取れるようになっていますので、こちらを案内しています。あわせて、母子手帳については、各外国語版の内容で日本語と併記されているものになっています。パートナーやご主人が日本人の場合は、日本語を見ていただいて、奥様が外国籍の場合は、母国語で手帳を見ていただきながら、健康管理であったり、妊娠中の母体管理に活用していただいている状況です。
吉田委員長	ありがとうございます。他の委員の皆様はご質問等はよろしいでしょうか。
※他委員からの質問等なし	
人権・男女共同参画課説明員	最後に今後のビジョンについて、問い合わせがございましたので、まとめて説明させていただきます。 市長による第7次総合計画を策定しているところでありまして、市が考える多文化共生社会の中心となるコンセプトでございますが、国籍や民族の違いを超えて互いの文化や習慣を理解し尊重し合う社会の創出、そうしたコンセプトが以前取り上げられたことがございました。文言は多少変わるとは思いますが、そうした内容に新しい総合計画もなっていくものと考えております。 また、外国籍住民が増えつつある中で、人権啓発と人権教育を通して、地域の一員として生活できるように、ただいま策定して案を議会へ報告したり、検討している基本構想があります。その基本構想における将来都市像を決めている最中で、「誰もが笑顔で暮らせる愛すべきふるさと小田原」ということで、外国籍住民も含んだ形で目指していくと考えております。そのために必要なことですが、各団体、関係団体からキーパーソンとなるリーダーを探し出しまして、育成してサポートしていくようなことが必要かと考えております。
吉田委員長	ただいまの説明について、ストーリー委員からご質問等はございますか。
※ストーリー委員質問等なし	

吉田委員長	他の委員の方はいかがでしょうか。
※委員からの質問等なし	
吉田委員長	それでは予定時間を超過しておりますので、これで二つ目のヒアリングを終了とさせていただきます。ありがとうございました。
※別のヒアリングテーマにあたり関係課の入れ替え	
吉田委員長	それでは、三つ目のヒアリングテーマ「行政組織内のハラスメント対策について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	本テーマにおいては、市のハラスメント対策を所管しております、コンプライアンス推進課に出席していただきました。なお、二人の委員の方から事前に質問をいただいています。
吉田委員長	それでは、事前に提出された質問を受けて、組織のハラスメント対策をされている、新しい課でコンプライアンス推進課から系統立ててお話しいただけますか。
コンプライアンス推進課説明員	コンプライアンス推進課のハラスメント対策の担当課長をしています、藤間と申します。よろしくお願いします。 質問を幾つかいただいておりますので、数がございますので少し時間をいただきたいと思います。一つ一つ確認をしていきたいと思います。 まず、コンプライアンスの内部通報窓口に関する質問ですが、内部通報窓口はコンプライアンス推進課だけではなく、弁護士へ職員コンプライアンス推進アドバイザーという形で任命しまして、外部の通報窓口を設置しております。通報は、どの窓口も対面だけではなく、書面でもありまして、匿名でも受け付けております。通報者が安心して通報できる環境を整えています。 二つ目の質問です。カスタマーハラスメントの対応ですが、まずはサービスの提供主体となる所管課を中心に行うこととなりますが、なかなか苦勞する場合もございます。その場合はコンプライアンス推進課も含めて、関係課から所管課へ対応アドバイスを行い、組織全体で対応しているという状況です。 三番目の報道された案件をどのように分析されているかですが、いろいろと報道されておりますのでどの報道かというところはあるのですが、報道の傾向として、発生したハラスメントに対する対応が十分でなかったと、少し対応するタイミングが遅かったとのご批判をいただいております。そういったところから、このハラスメントの報道が始まってしまったのかと思っています。 次に加害者の再教育の話です。加害者の認定をした時に、どの行為がハラスメントになるかをしっかりと説明して、理解させたうえで、注意や処分を行っています。さらに、深刻なハラスメントで再発のリ

	スクがあるような方については、専門の事業者へお願いをして再発防止の研修を調整している状況です。 次にハラスメント防止策が効果的かどうかということですが、今、ハラスメント防止対策としては、昨年の3月にハラスメント撲滅プロジェクトチームという内部の職員に専門家を入れたチームから提言書をいただきました。その提言書は12の項目から成っているのですが、その12個に対し対応できるように取組を進めています。実施にあたっては、一次予防、二次予防、三次予防という考え方があるのですが、一次が未然発生防止、二次が早期発見、早期介入の相談、三次がハラスメントが起きた時にしっかりとした対応をとる。この三次、二次、一次の順で実施することが効果的だと専門家の方から意見をいただきましたので、取組はその順番で優先順位を付けながら、幾つかの取組を行っているところです。 それと、ハラスメント防止に向けた規則やマニュアルということですが、本市ではハラスメントの定義とか、職員の責務等を記した要綱を設置しています。加えて、基本的な職員の心構えとして、行うべき姿とか、ハラスメントの具体例を記載した指針を作成して、研修や庁内での周知を図っているところです。 窓口の利用を躊躇わせるような要因はありますかとの話ですが、アンケートを7月にとったところでありまして、アンケートの中でハラスメントを受けても相談しなかった理由で一番多かったのが、何をしても解決にならなかったからという答えが多かったです。これは小田原市に限らず、同じようなアンケートを国でも行っているのですが、そちらでも解決にならないという考え方が多く、小田原市も同じ傾向であったとなっています。 次に、ハラスメント防止の組織文化として根付かせるためには、とのことですが、ハラスメント防止は当事者だけでなく、職員一人一人、組織全体で取り組まないとなかなか上手く進まないと考えています。職員にはその意識として、他人事ではなく、皆で取り組むという意識をしっかりと備え付けることが重要かと思いますので、研修とか、度重なる通知等で啓発を図っていくものかと考えています。 次に、職場環境改善の具体的な方針ということで、ハラスメントの要因はいろいろとあります。いろいろなコミュニケーションエラーが発生して、ハラスメントが起きてくると。こうしたエラーを防止するためには、まずは風通しの良い組織風土の醸成が必要かと思っています。そのためには、互いに思いやる職員間の円滑なコミュニケーション、こういったものが図られる環境を整えていくことがハラスメントの無い職場に向けての取組の方向性と考えています。
--	--

	次に被害者が職場復帰する体制についてですが、ハラスメントの発生は、その行為の程度や行為者の関係性など、いろいろな要因がありますので、総合的に考えて一件一件状況に合わせた対応が必要になります。人事的なことや健康面での配慮などは職員課が主に動いているところですので、こちらはハラスメントをしっかりと認定して、連携しながら対応を考えていく。人事的なところは職員課でアプローチしながら連携して進めていくということです。 最後に、市民に対して説明する機会はどうなのかとのことですが、ハラスメント撲滅チームからの提言書を踏まえた取組、アンケートの結果などはホームページの中で周知しているところです。 いただいた質問については雑駁ではございますが、このような形で説明させていただきました。
吉田委員長	ありがとうございます。 2つほど聞きたいのですが、職員に相談窓口の利用を躊躇わせる要因はありませんかとのことで、結局、何をしても解決にならないと思ったというのが答えでありました。相談のあり方全般に関心が高く、相談窓口そのものに行きにくいというニュアンスかと思うのですが、そういう要因はありませんかとの質問だと思います。そういう観点からすると、答えは違ってくるのでしょうか。 もう一つは、コミュニケーションエラーで、執行環境の改善の具体的な方針というのが、コミュニケーションエラーを無くすということでしたが、こちらかなり抽象的な答えでしたので、具体的にはどうしているのか聞きたいです。
コンプライアンス推進課説明員	相談窓口に行きにくい理由はということで、解決にならないからという答えのほかに、阻害するものがあるかとの視点からするとどうかとの話ですか。
吉田委員長	相談窓口そのものに相談することが躊躇われる要因はあるのですか。あり方とか、誰が座っているとか、そういう質問かと思います。
コンプライアンス推進課説明員	相談窓口はコンプライアンスの推進課の職員だけではなく、ハラスメント相談専門の会計年度任用職員による窓口のほか、専門業者へ電話などの窓口の設置を委託しまして、いくつかの窓口のチャンネルを作っています。 相談方法も対面の相談だけでなく、メールや電話などでも出来るようにしています。いろいろなやり方で相談方法を選択出来る状態になっています。それが始まったのが昨年1月からですので、まだ周知がもう少し必要かというところです。
吉田委員長	相談件数はどのくらいですか。
コンプライアンス推進	年間の相談件数で、傾向から言うと、毎年大体10件から20件であ

課説明員	ったのが、今年の 10 月時点で 40 件くらいになっている状況です。そこからの集計はまだ積み上げられておりません。 実績として良いのかは分かりませんが、増えている状況にあります。 それと、コミュニケーションエラーの具体的な対策として、今はいろいろな働き方が出てきています。育児をしながら働く方、外国籍の方は殆どいないのですが、昔と違い、いろいろな働き方がありますので価値観もだいぶ変わってきていると思います。そういったところで、コミュニケーションエラーが起きやすいことや、業務過多で、忙いこと言葉が足りなかったり、行動への配慮をしていなかったことでエラーが起きやすくなったりしていると思います。
瀬戸委員	手を挙げて職員が言ってきた場合、相手方がいますよね。相手の人に伝えて心の闇を解決してもらうこともいっぱいあったのですか。 昨年の 4 月にこちらの課が出来ましたよね。初めてのことで、そっちも傷ついてはいけなから、そのテクニックはとても大変な作業だろうと思います。相手はそんなつもりでなかったといった受け止め方が…。それで、その解決の仕方でも上手く回るものなのですか。
コンプライアンス推進課説明員	一件一件、状況を確認しながら進めていかないと難しいです。進めるにあたっては、大学の先生に助言をいただきながら、「このくらいのケースであれば注意だけで良いだろう」とか、若しくは「しっかりと懲戒の動きをとるべきだろう」などと、ある程度勘案していただきながら事案を整理し、実際にハラスメント行為を認定する際には弁護士の方に認定業務の一部を担ってもらっています。こうした専門家の方を入れながらハラスメントへの対応をカバーしていただき、なるべく公平なジャッジで被害者が納得できるような…とは言え、感情が入りますので、行為をした人、された人がこれでは不十分だという話もあるかもしれません。そこは、専門家の人がしっかりと判断したということで、理解していただき対応していくこととしています。
瀬戸委員	難しいですね、両者に人権があるわけで、そんなつもりではなかったとか…。
ストーリー委員	相談件数が 10 月末現在で 40 件くらいということで、相談件数とハラスメントの認定件数は違うと思いますが、実際にハラスメントと認定される割合というか件数を伺ってよいのでしょうか。
コンプライアンス推進課説明員	処分された件数ということでよろしいでしょうか。
ストーリー委員	ハラスメントとして認定された件数はどのくらいでしょうか。
コンプライアンス推進課説明員	今年度については 6 件です。
事務局【大澤主任】	5 分前となります。

ストービー委員	相談件数に対して認定件数があまりにも少なかったりするとか、そういうことは…。
コンプライアンス推進課説明員	なかなか割合で図るものではないかと思います。相談しやすければ、ハラスメントではないというレベルの内容もどんどん来ます。実際のところ、そういった件数もかなり多いです。
ストービー委員	実際、それほどでもないけれど…。
コンプライアンス推進課説明員	そうですね、ハラスメントとはならなかったものとか、注意程度のレベルで、言い方がきつかったから注意しましょうと、そういうこともあります。認定となった案件が申し上げた件数でありますので、相談が多いから認定が多くなるとは一概には言いにくいです。
吉田委員長	例えば和解だけで終わるとか、そういったことはあるのですか。
コンプライアンス推進課説明員	はい、そうですね。
吉田委員長	それだと認定されませんよね。ですから、どういうルートで話がいくかということもあると思いますが。
吉田委員長	他の委員の皆様もご質問等がありますか。 では、私から聞いていいですか。 山本委員は本日欠席であります。内部通報窓口についてご質問されていまして、おそらく兵庫県の件を念頭に置かれているのではないかと思います。もう少し詳しく内部通報した場合について教えていただけますか。
コンプライアンス推進課説明員	コンプライアンス推進課係長の片山と申します。 内部通報窓口はコンプライアンス推進課の中に公益通報者保護に基づいて設置しております。市の中で不正とか違反行為を見つけた職員は、そこに通報してくださいということを年度初めに伝えています。それとは別に、職員に対しての通報をすることを躊躇う方がいる場合は、ハラスメント対策と同じように内部の弁護士のコンプライアンス推進アドバイザーの方に通報するというルートも、昨年の7月から設けて、そちらに相談していただくことをしています。 相談があったものは、完全にコンプライアンス推進課の中で守秘をしながら調査を進めていく、そういうことになります。
吉田委員長	利用されたことはありますか。まだ、実績はありませんか。
コンプライアンス推進課説明員	課が出来たのが今年度の4月からでして、今年度の実績としては未だ殆どない…相談レベルでは何件かありますが、実際にそこまで動いたものはないですね。
瀬戸委員	先ほどの6件が解決されても、報道されて「あのね」とは分かっているとはいけないのですが、こういう経緯でこのようになったと職員へ周知するなど、プラスになることをしていけば、アンケートの中で

	何をしても解決しないとはならない、プラスの方向にもっていける気がするのですが、そういうことはないのでしょうか。
コンプライアンス推進課説明員	アンケートの後だったかと思いますが、今の相談件数であったり、解決件数を庁内広報紙でPRしたりとか、実際に起きてしまったケースについて周知したところです。 周知から人のマインドに入っていくまでには時間がかかるかと思いますが、根気よくやっていくしかないと思っています。
吉田委員長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 それでは、時間を超過していますので、ヒアリングはここまでとさせていただきます。本日予定していたヒアリングはこれで終了となります。ご協力ありがとうございました。
吉田委員長	資料2についてのご質問を聞き忘れておりましたが、委員の皆様から何かございますか。
※委員からの質問等なし	
吉田委員長	また事後に聞きたいことがありましたら言っていただくということでお願いします。
人権・男女共同参画課説明員	委員長、先ほどご質問のありました、教育委員会での通訳翻訳機の状態を確認してきましたので発言させていただきます。 市の教育委員会で通訳翻訳機を所有している台数は12台です。ただ、その内の4台が現在壊れているとのことで、稼働出来るものは8台で、それを全て学校現場に貸出しをしているということです。貸出しについては、1年毎の貸出しということで8台は8校に分かれて学校現場へ行っています。その後、県から1台を借りることが出来まして、プラス1台を学校現場に渡すことが出来たとのことから、現在貸出しをしている台数は9台となります。 壊れている4台の代替えとして、3台追加購入を実施して、今、準備をしているということです。それが到着しましたらプラス3台で11台の所有になる予定です。まだそれは購入途中であるため、稼働件数には入っていません。 その台数で足りているかどうかは、今ある台数が全て学校へ行ってしまうことを考えますと、他の学校から借りたいと要望された際に年度途中では貸出しが出来ない状況にあるとのことです。
吉田委員長	ありがとうございます。北村委員いかがでしょうか。
北村委員	分かりました。ありがとうございます。

議題（２）各課取組の確認結果に対する意見（案）について

吉田委員長	それでは議題（２）「各課取組の確認結果に対する人権施策推進委員会としての意見（案）について」に移ります。こちらは、前回の委員
-------	--

	会においても議題としたところです。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	それでは、議題（２）「各課取組の確認結果に対する人権施策推進委員会としての意見（案）について」説明させていただきます。 資料３をご覧ください。 こちらは、前回の委員会でもご説明いたしましたが、当委員会で確認を進めています、本市の人権に関する取組の現状確認結果として、全体を俯瞰して見えた傾向をまとめた資料です。 そして、この資料を組織全体で共有していく中で、こういった視点が市の取組に足りていないのか、何に重点を置いて取り組んでいくべきなのかといったことを認識してもらいます。その上で、各課においては、今後３か年の期間を対象とした人権に関する取組の目標設定をしていただく予定であり、その目標を決める参考とするために、活用するものです。 前回の委員会の中で意見がございましたので、事務局で修正した点を始めにご説明します。資料３の５ページの外国につながるのある人の人権において、１つ加えさせていただきました。こちらは、外国籍市民向けの支援として、制度があるが利用されていない取組があることを受け、いかに支援制度の周知を図っていくのか、周知方法を工夫することを追加したほうがよいとのご指摘をいただきました。それを受けて加筆したものでございます。 事前に修正した点は以上となりますが、先ほど実施しましたヒアリングでのやりとりを踏まえて、改めて委員の皆様で、この資料に加えておくべき事などをご協議いただきたくお願いいたします。 以上で、議題（２）について説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	それでは、提案の修正箇所につきまして、委員の皆様からご意見等がないか、その他に修正すべき点や不足している点などがありましたらご発言をお願いします。
※委員からの意見、質問等なし	
吉田委員長	大丈夫でしょうか。二度目でありますので、なお、この時点でお気づきのことがありましたら…。
星野委員	先ほどのコンプライアンスのことに戻ってしまうのですが、よく確認していなかったのですが、コンプライアンスの先ほどの話は職員向けのことでしたでしょうか。
事務局【大澤主任】	そうです。
星野委員	そうしたら、市民から職員へのハラスメントというか、そういうことは把握されていますか。
吉田委員長	事務局で何か思い当たることは即座にありますか。いろいろと窓口

	での行き違いはあるとは思いますが。
事務局【熊坂係長】	住民窓口などでいろいろなことはあるとは思いますが、それをどこかの課でとりまとめるとか、そういったことは今のところはございません。ただ、こういう問い合わせがあつてトラブルとなったということは、職員間で同じようなことで市民とトラブルにならないように、情報共有しながら同じことで不快な思いをさせないように日々の業務の中でしています。
吉田委員長	いかがでしょうか。
星野委員	ハラスメントはいろいろとあると思いますが、市の職員はきちんと対応しているのに、市民から高圧的な、例えば土下座をしるとか、そういうことを言うケースなどカスタマーハラスメントは一般的に見るとあるかと思いますが、市の中ではないでしょうか。
事務局【内田課長】	実例で言いますと、私も窓口を経験していましたので、すごいことを言う方もいらっしゃいます。机を叩いたり…机を叩くこと自体が暴行罪と捉えることもあるので、そのあたりは相手を見ながら落ち着いていただいて話をしていく。そういったことを現場でいろいろと対応しているところです。第一に、相談を担当した職員が何らかの対応がしきれない場合は、周囲の職員、上司が対応してうまく収めるというのが今までのやり方です。それと、警察のOBの方を雇っていますので、あまりに酷い状況ですと、その方が来て、注意をある程度するとか、クレームを言っている最中に後ろで問題がないかどうかチェックをしている、そういった実情はあります。
星野委員	市の職員も、結構それが負担になってしまうことがあると思いますので、そういうことも把握しておくと思いしました。
吉田委員長	ありがとうございます。 ただ、結構難しく、その方に障がいがあるかもしれませんし、障がいと評価されなくても、かなり幅広い市民の方がいらっしゃいますので、一概に嫌がらせと捉えるかどうかは難しいところです。窓口対応での対応の柔軟さが求められていると思うところです。 これそのものについてはよろしいでしょうか。
星野委員	はい。
吉田委員長	それでは、この件については二度目でもありますのでよろしいかと思います。

議題（３） 答申書（修正案）について

吉田委員長	続きまして議題（３）「答申書（修正案）について」に移ります。これまで当委員会では協議してきた内容を取りまとめたものですが、前回の委員会での意見を受けて事務局で修正を加えております。それでは、
-------	---

	事務局から修正点の説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	議題（３）「答申書（修正案）について」、説明をさせていただきます。 前回の委員会において、令和５年度に当委員会へ諮問された「人権施策の計画的な推進について」の答申書案を提示しました。そして、委員会でいただいたご意見を事務局で反映し、修正案を作成したところです。 それでは、修正箇所について説明します。はじめに資料４の１ページを開いてください。「１はじめに」の冒頭に文章を追加しています。社会的な人権の視点を入れて、その上で話の中でもこういうことをやっていくという形で触れたほうがよいとのご意見をいただいておりますので、赤字で示させていただきました。『人は誰しも個人として尊重され、不当な差別を受けることはあってはならない。だからこそ、世界における共通の基準として世界人権宣言が採択され、すべての人の人権を保障するために、私達は互いの存在を認め合い、ともに支え合って生きていく共生社会の実現が求められています。』このような形で文章を入れさせていただきました。 続いて２ページの中段あたりをご覧ください。 「見出し３ 人権施策を推進するための方策について」の（１）の２段落目の文章に赤字の内容を加えました。現在、本市では将来を見据えた総合計画の基本構想案の策定を進めているところです。そして、基本構想の決定を経て、具体的な総合計画実行計画の策定に向かっていくことになります。当委員会で市長へ答申する内容を踏まえた総合計画としていただきたい、といったことを加えていただければとのご意見をいただいておりますので、このような形で記述を追加したものです。 次にその下の（２）では、見出しと文章の一部の表現を変えさせていただきました。前回提示した資料では、見出しを「人権に係る取組の棚卸と自己評価の実施」としておりました。棚卸という言葉が分かりづらいとのご指摘をいただきましたので、見出しを「振り返り」と改めました。あわせて、下の文章は棚卸の表現を具体的な形で、「取組の問題点等を見つけ出し整理すること」と変えたものです。 以上が、答申書の修正箇所でございます。再度、ご確認いただきたいと思います。内容が確定しましたら、年度末あたりで委員長、副委員長に、当委員会を代表して市長へ答申書をお渡しいただければと思っております。 議題（３）についての説明は以上です。よろしくお願いします。
吉田委員長	ありがとうございます。それでは前回の意見を踏まえて修正したと

	ころですが、この内容で委員の皆様はよろしいでしょうか。ご意見等があればお願いいたします。
大石副委員長	この答申書に直接関係するというよりも、新聞などでいろいろと小田原市のことが報道されると、「何をやっているんだ」と思うことがよくあります。例えば、こういう答申を出していても、議会や議員がキャバクラに行ってどうのこうのとかが、そういうことが出てくる。それから、もう少し公的な立場にいる人がもっとこういう問題を考えないといけないですね。そういうところもこういう場で指摘できないものかと思うことが意見としてあります。
吉田委員長	具体的にどこに書きましょうか。
大石副委員長	人種差別撤廃委員会などでも、特に公的立場にいる人の差別的発言は取り締まれと。そういう立場にいる人は自分の発言にすごい慎重でなければならないと思うのですが。そういうところが、市全体がそうなのかはよく分かりませんが、緊張感が無いのかなという気がします。
吉田委員長	最終段落でしょうかね。入れるとしたら、「おわりに」のところか。
事務局【内田課長】	確かに公的立場にある人の差別的発言は好ましくないと感じます、市議会が例に出ましたが、独立した機関でございまして、今回の答申書は市長へ返す答申ですので、市議会云々のことは書けないかというのがございます。 ただ、公的立場にある方のコンプライアンス的なところは一般的にもそう考えられるところが多いので、どこか適当なところがあれば。
吉田委員長	最後から2つ目の段落は。「行政だけでなく」となっていますので、このあたり。
事務局【内田課長】	そのあたりで読んでいただけると。
吉田委員長	すぐに民間になっていますので。市の他の組織とか、書きますか。人権文化のようなものを…そういう感じですかね。
事務局【内田課長】	箇所と言いますと、2ページ目の3の（1）下から2行目のところで、「人権施策と連携させ、コンプライアンスと実効性を高めることに努めてください」と、ここでコンプライアンス全般のことは謳っております。それから、4ページの「4おわりに」のところですが、中段の「人権尊重のまちづくりは、行政だけでなく」とだけでなくという表現は微妙なところですが、「事業者や団体・市民など、すべての人と組織が当事者意識をもって取り組むことで実現を目指していくものです」ということで、抽象的な表現ですがコンプライアンスの事と、すべての人と組織という表現があるというところで、ご納得いただくか。若しくは、補足した文言をどこかに加えるかかと思います。
吉田委員長	「おわりに」の段落の文言を前後入れ替えるような形ではどうか。すべての人と組織、組織が公的な組織も意味しているかですが、事業

	者や団体・市民などと例を後ろにもっていくと、ちょっと変わりますでしょうか。その辺りを触るのでしょうか。 主に行政向けの答申ですから、人権文化とか人権意識とか、そういうものの需要というように思いますけれど。 どうでしょうか。事務局で話していただいて、答申書の修正案を廻していただくことになりますでしょうか。
事務局【大澤主任】	ただいま委員長からご提案いただいた修正意見については、どういう対応をするかですが、一つはこれに対する修正案を加えて、再度委員の皆様へ、委員会を開くことはできないので、書面でお諮りしてご了解をいただく。もしくは委員長、副委員長一任という形をいただけるのであれば事務局と調整する、それも一つの方法であります。
吉田委員長	大石副委員長の意見にかかる事について、原案はこちらで見せていただいて、結局、修正してどうなったかは皆さんにお見せする必要があると思います。1か月くらい時間がありますよね。その間に若干の調整ができると思いますけど、そのあたりで検討していただいて。事務局で原案を作っていただいて、このように修正しましたと。そんなに大きな修正は考えていないと思いますけれど、そういう感じにさせていただいて、確定することよろしいでしょうか。
※委員長の提案の形で委員が了解する。	
吉田委員長	ありがとうございます。それではそのような形とさせていただきます。 他にご質問等はよろしいですか。
※委員からの質問等なし	
吉田委員長	それでは、議題（3）はこれで終了とさせていただきます。

議題（4） その他

吉田委員長	それでは、議題（4）のその他として、先ほどの資料2について議決をするのを忘れておりましたので、それも含めまして委員の皆様からご質問やご意見等はございますか。
※委員からの質問、意見等はなし。	
吉田委員長	大丈夫ですか。事務局からは何かございますか。
事務局【内田課長】	それでは、事務局から報告させていただきます。 資料5「パートナーシップ宣誓制度の広域連携について」の1ページをご覧ください。 「1概要」です。本市では、県内33市町村の中で、先行する形で、平成31年4月1日に性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方のために、パートナーシップ登録制度を導入しましたが、近年、事

	実婚や養子縁組も加えた、パートナーシップ宣誓制度が県内の多くの市町村で導入されました。 県西地域においても、令和４年度に南足柄市と足柄上郡５町との間で相互利用協定が締結されたことから、本市におきましても、行政手続きの簡素化や利便性の向上等を目的に、足柄下郡３町も合わせて、県西地域の１市８町との広域連携を含め、制度の見直しを図ることとしたものでございます。 次に、「２制度の変更点」でございます。 (１) 県西地域１市８町との広域連携ですが、宣誓者の自治体転出時の負担軽減を目的に、県西地域１市８町との広域連携を目指すこととしました。 (２) 制度の変更ですが、これは、自治体間広域連携を目的に、「小田原市パートナーシップ登録制度」を「パートナーシップ宣誓制度」に変更するものです。名称を変更するとともに、次の(３)の対象者の拡大も行います。 (３) 対象者の拡大ですが、こちらは、様々な事情で婚姻制度を利用できないもしくは利用しない方など悩みや生きづらさを抱えている方々にも寄り添った制度とするために、今まで、性的マイノリティの方のみを制度の対象としておりましたが、事実婚や養子縁組の方も対象とすることといたしました。 ２ページをご覧ください。 (４) その他。こちらは、手続きの一部変更点ですが、アのパートナーシップ登録証明書の交付までの期間を今まで１週間いただいていたものを、新要綱施行後は、パートナーシップ宣誓書受領証、これは証明書と同様のものですが、この受領証の即時交付に変更いたします。 イの現要綱において、パートナーシップ登録証明書発行手数料を今まで１件 ３００ 円いただいていたものを、新要綱施行後は、パートナーシップ宣誓書受領証発行手数料は無料とします。 ウの同居要件が今まで現要綱に明記されていませんでしたが新要綱では、同居を原則とする旨、明記します。 図につきましては、先ほど説明いたしました、県西地域の１市８町との広域連携によりまして、制度利用者が、域内で住民異動をする場合に、手続きが簡素化され、利便性が向上することを表したものであり
--	---

	ます。通常ですと、転出時に返還手続きを行い、転入時に新たに宣誓手続きを行うということで、二度手間がかかり、その際、自分が性的マイノリティなどであることを自己開示しなければいけないという精神的な負担がかかる恐れがあり、手続きが煩雑でしたが、広域連携協定を結び、1市8町と同様の要綱とすることにより、相互利用が可能になり、利用者が、転出時のみ、継続利用手続きを行えば、連携している自治体間で情報を共有するため、受領証等の返還や転出先での手続きが不要になるということで、手続きが簡単になり、制度利用者の自己開示による精神的な負担も少なくなるなど、利便性が向上いたします。 次に「3スケジュール」でございます。 令和7年2月13日（木）広域連携協定締結式を予定しています。この日に記者発表もします。締結式後から3月31日の月曜日までの間に、現在制度を利用している方々へ、制度変更について個別通知を送付します。そして、4月1日火曜日に新要綱施行、広域連携の運用を開始します。また、各市町において広報紙などで住民に周知します。 なお、2市8町の広域連携によって、今後の制度の拡充や広域連携のさらなる拡大についても、2市8町の枠組みの中で検討していくこととなります。 この件については、1市8町と実質的に同内容の要綱を定めるものであり、対象者にとっても利便性が向上する取組ですので、他市町、関係機関と十分な調整が必要であったため、本日の報告とさせていただきます。ご理解いただくようお願いします。以上で、説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	ありがとうございました。 ただいまの件についてのご質問等はございますか。
星野委員	オンラインの申請は出来ないのでしょうか。東京都などではオンライン申請を始めていたかと思いますが。 それから、同居ということですが、これは住民票で確認するのでしょうか。
事務局【内田課長】	オンライン申請が出来ないかとのことですが、ただいま1市8町と連携する形で、1市8町では、件数も未だ0件のところもありますので、そうしたシステムに載せるということがされていない状況です。全体件数も小田原市で現在14件、それから2市8町を合わせても28件ですので、マニュアル対応でも出来る形で、対象者の方も転居の際

	は2市8町のエリア内で一度手続きをしていただければもう一度違う市町に行ってカミングアウトせずとも済む形で、手続きは省略化されています。オンラインについては今後の検討課題ですが、今のところは連携する市町と同様な対応ということで実施しておりません。
事務局【熊坂係長】	同居の要件ですが、手続きの際に独身であることの証明として、独身証明若しくは戸籍謄本、それと住民票を必ず提出していただくようになっています。同居であるかの住所の確認は住民票で行っています。
星野委員	他の自治体ですと、4週間以内に転入予定とか、そういう表現がありますが、それは申請の時に既に移転していないといけないのでしょうか。
事務局【熊坂係長】	委員がおっしゃるように、手続き中で未だ引っ越し途中の場合には、どちらか一方が小田原市に住民登録があれば予定でも先にパートナーシップを結んでいただくことは可能です。
星野委員	分かりました。ありがとうございます。
吉田委員長	他にご質問はありますか。
大石副委員長	意見なのですが、アメリカのトランプ大統領などが発言で言ったりして、こうした問題がある面で逆のことになってしまうことが起こりかねない状況はあると思います。そういったことについては、非常に注意をしなければいけないと思いますし、こうしたことをしていて梯子を外してしまうようなことは絶対にあってはならないので、ぜひ真剣に考えて続けていただければと思います。
吉田委員長	委員の皆様、本日はありがとうございました。円滑な議事進行にご協力いただき終了しました。本日お集まりいただきました委員の皆様で開催する委員会は本日が最後となります。委員の皆様におかれましては、人権施策の推進にあたり多大なご協力をいただきましたが、最後に一言ずつ委員の皆様から感想などをいただければと思います。
星野委員	ありがとうございました。 委員会へ参加していた中で知らなかったこともあり、勉強になりました。
二見委員	この委員会へ参加して、いろいろと知らないこと、分かっていたこと、社会で住んでいく中でもっと進めていかなければ問題の解決にはならないということを学びました。ありがとうございました。
ストービー委員	私は神奈川国際交流財団からの推薦で、主に外国人の人権について参加させていただき、いろいろと学ぶことが出来ました。ありがとうございました。
北村委員	学校現場としましては、学校という社会は狭いように見えますが、今日の議題でお話いただいた内容は子どもたちにも十分通じる必要な内容だと感じます。

	コンプライアンスや人権的な問題一つひとつをとりましても、子どもたち自身が学びたいことだと。そうしたことを感じながら私たち教員は日頃から子どもたちと接しています。 学校としてはできる限り、本日いただいた内容を学校教育に反映させるための手立てを考えていきたいと思うのと同時に、やはり行政関係の支援はありがたく、先ほどの通訳翻訳機の援助もとても大きなものだと思います。委員皆様方それぞれのお立場からも学校への支援をいただく機会もあろうかと思います。私もこれを機会に学校の情報発信に努めてまいりますので皆様のご協力をいただければと思います。ありがとうございました。
瀬戸委員	私はいろいろな会議に出させていただいていますが、一番この会議が緊張して、難しくて、先生方の話を聞くだけですのでごく勉強になります。ありがとうございました。
関田委員	私は人権擁護委員会からの推薦でしたが、仕事は高齢者福祉、障がい者支援をしまして、当事者になってみないと分からないことが多いですし、当事者の困り事って、行政にある縦割りの支援では上手く動かないことが分かっています。これからは家庭を一つとってまずごく問題を抱えている家庭がたくさんあり、それを支援するには専門的な人たちが取り組んでいることを上手くつないでいく。そしてそれをつなげようとする人たちがいっぱいいるというか、動き始めているというか、NPOの方もいれば、一般社団の方もいたり、ケアラーのような視点で動き始めている人たちがいるので、よくしていこうとする市民の人や団体とうまくつながっていかないと行政の仕事もうまくいかないのだとつくづく思いました。これからはいろいろな面でお会いすることがあると思いますがよろしくお願いします。
須田委員	人事異動の関係で令和6年4月から、この委員会に参加させていただきました。法務省では人権を扱っていますが、言い方が良くないかもしれませんが、人権問題はなくなっていく。けれども、いろいろな立場の方が寄り添う、相手の立場に立つ、当たり前のことができいくことがなかなか難しい世の中になってきていると思います。でも、こうした委員会等の中で皆様の意見を聞くことによって、考えが至っていなかった部分であるとか、そういう見方があるのか、そういう支え方があるのかと、いろいろと勉強をさせていただきました。ありがとうございました。
吉田委員長	皆様、長い期間お世話になりました。 私の関心としては、新しく導入される報告システムがうまく動くのかどうか、非常に関心を持っています。 今日、コンプライアンス推進課の話を聞きまして、私もかなり長く

	小田原市の人権施策の推進に関わっている者として、だいぶ改善したと。0件という年もございました。やはり前向きに改善していくのだと、いろいろなプレッシャーの中で皆さんの意見をいただくことによって、人権状況がだんだんと改善していく、明るい光を感じました。 皆様のご協力によりまして、小田原市を良くしていくことがいろいろな面で、この委員会だけでなくも一緒に出来たらと思っています。ありがとうございました。 それでは、事務局から何かございますか。
事務局【熊坂係長】	委員の皆様、どうもありがとうございました。今後とも本市の人権施策の推進にご尽力をいただければ幸いです。 これで、本日の会議は終了とさせていただきます。おつかれさまでした。